

改正

平成28年2月1日規則第8号

平成30年3月30日規則第23号

令和5年3月31日規則第37号

佐世保市地方独立行政法人法の施行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の施行について、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）、地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）、地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会条例（平成21年条例第65号）及び地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院に係る重要な財産に関する条例（平成21年条例第66号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(監査報告)

第2条 法第13条第4項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第1号及び第5項において同じ。）は、監事の職務の執行のために必要な体制の整備に留意しなければならない。

(1) 市が設立した地方独立行政法人（以下「法人」という。）の役員及び職員

(2) その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 監事の監査の方法及びその内容

(2) 法人の業務が法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

- (3) 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
- (4) 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (5) 監査のための必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (6) 監査報告を作成した日
(監事の調査の対象となる書類)

第3条 法第13条第6項第2号の規則で定める書類は、法、地方独立行政法人法施行令及びこの規則の規定に基づき市長に提出する書類とする。

(業務方法書の記載事項)

第4条 法第22条第2項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人の定款に規定する業務に関する事項
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- (4) その他法人の業務の執行に関して必要な事項
(中期計画の認可の申請)

第5条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の60日前までに（法人の成立後最初の中期計画については、法人の成立後遅滞なく）、当該中期計画を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第6条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 人事に関する計画
- (2) 施設及び設備に関する計画
- (3) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
- (4) その他中期目標を達成するために必要な事項
(年度計画の記載事項等)

第7条 法第27条第1項に規定する年度計画（以下「年度計画」という。）には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、年度計画を変更したときは、法第27条第1項後段の規定により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(業務実績等報告書)

第8条 法第28条第2項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の左欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げる事項を記載しなければならない。

<p>1 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書</p>	<p>当該事業年度に係る年度計画に定めた項目</p>	<p>(1) 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 中期計画及び年度計画の実施状況 ロ 当該事業年度における業務運営の状況 ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標の達成状況 <p>(2) 前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 評定及び当該評定を付した理由 ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況
<p>2 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績につ</p>	<p>中期計画に定めた項目</p>	<p>(1) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 中期目標及び中期計画の実施状況 ロ 当該期間における業務運営の状況

<p>いて自ら評価を行った結果を明らかにした報告書</p>		<p>ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標の達成状況</p> <p>(2) 前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>3 中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書</p>	<p>中期計画に定めた項目</p>	<p>(1) 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>ロ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標の達成状況</p> <p>(2) 前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>

2 法人は、前項に規定する報告書を市長に提出したときは、速やかに、当該報告書を適切な方法により公表するものとする。

(財務諸表)

第9条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準（平成16年総務省告示第221号）に定める純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び行政コスト計算書とする。

(事業報告書の作成)

第10条 法第34条第2項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 現況

イ 法人名

ロ 所在地

ハ 役員の状況

ニ 設置・運営する病院

ホ 職員数

(2) 法人の基本的な目標

(3) 事業の総括

(4) 中期目標の大項目ごとの特記事項

(5) 中期目標の項目別の状況

(6) 第6条の規定により中期計画に記載する次に掲げる事項の実施状況

イ 人事に関する計画

ロ 施設及び設備に関する計画

ハ 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

ニ その他中期目標を達成するために必要な事項

(財務諸表等の閲覧期間)

第11条 法第34条第3項の規則で定める期間は、5年とする。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第12条 法人は、法第40条第4項の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、当該規定による承認を受けなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該中期目標の期間の最後の事業年度（以下「当該期間最後の事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照表及び当該期間最後の事業年度の損益計算書その他市長が必要があると認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（納付金の納付の手続）

第13条 法人は、法第40条第5項の規定による納付をするときは、同項の規定による納付金（以下「納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類（前条第1項の申請書に添付した同条第2項に規定する書類を除く。）を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、これを市長に提出しなければならない。

（納付金の納付期限）

第14条 納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付しなければならない。

（短期借入金の認可の申請）

第15条 法人は、法第41条第1項ただし書又は同条第2項ただし書に規定する認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入れ又は借換えを必要とする理由
- (2) 借入金の額
- (3) 借入先
- (4) 借入金の利率
- (5) 借入金の償還の方法及び期限
- (6) 利息の支払の方法及び期限
- (7) その他市長が必要と認める事項

（重要な財産の処分等の認可の申請）

第16条 法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産を譲渡し又は担保に供すること（以下この条において「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 処分等に係る財産の内容及び評価額
- (2) 処分等の条件
- (3) 処分等の方法
- (4) 当該法人の業務運営上支障がない旨及びその理由

(内部組織)

第17条 法第56条の2第1号に規定する離職前5年間に在職していた当該地方独立行政法人の内部組織として規則で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として市長が定めるもの(次項において「現内部組織」という。)であって再就職者(離職後2年を経過した者を除く。次項において同じ。)が離職前5年間に在職していたものとする。

2 直近7年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織(平成30年4月1日以後のものに限る。)として市長が定めるものであって再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織(当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織)が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(管理又は監督の地位)

第18条 法第56条の2第2号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、佐世保市事務分掌条例(平成元年条例第4号)第2条各号に規定する組織の長の職に相当するものとして市長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成22年3月31日から施行する。

附 則(平成28年2月1日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定(「地方独立行政法人北松中央病院に係る重要な財産に関する条例」を「地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院に係る重要な財産に関する条例」に改める部分に限る。)は、地方独立行政法人佐世保市総合医療センターの成立の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第23号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日規則第37号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。